

杉並区立西宮中学校改築等検討懇談会運営要綱

令和 7 年 3 月 25 日

杉教第 11909 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、杉並区立西宮中学校改築等検討懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し、必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第 2 条 懇談会は、杉並区立西宮中学校の老朽化に伴う改築及び（仮称）コミュニティふらっと宮前の整備に関し、次に掲げる事項について広く意見を聴くことを目的とする。

- (1) 改築及び整備における基本的な方針に関すること。
- (2) その他改築及び整備の基本設計に反映する必要な事項に関すること。

(構成)

第 3 条 懇談会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(運営)

第 4 条 懇談会は、教育委員会事務局学校整備・支援担当部長（以下「部長」という。）が開催する。

- 2 懇談会の司会及び進行をする者は、懇談内容ごとに適した者を選出する。
- 3 部長は、必要があると認めるときは、別表に掲げる者以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- 4 懇談会は、令和 9 年 3 月 31 日までの期間において、必要に応じて開催する。

(会議の公開)

第 5 条 懇談会は、公開とする。ただし、懇談会の決定により、非公開とすることができる。

(庶務)

第 6 条 懇談会の庶務は、教育委員会事務局学校整備課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表（第 3 条関係）

学識経験者	2 名
宮前 5 丁目に存する防災市民組織の代表	2 名以内
西宮中学校通学区域内に存する町会の代表	4 名以内
西宮中学校 P T A の代表	2 名以内
西宮中学校学校運営協議会の代表	3 名以内
西宮中学校学校支援本部の代表	1 名
西宮中学校区を担当する青少年委員	2 名以内

西宮中学校推薦者	1名以上
高井戸第二小学校PTAの代表	1名
高井戸第四小学校PTAの代表	1名
松庵小学校PTAの代表	1名
久我山小学校PTAの代表	1名
ゆうゆう館関係者	3名以内
地域関係者	3名以内
西宮中学校校長	1名
西宮中学校副校長	1名
高井戸第二小学校校長	1名
高井戸第四小学校校長	1名
松庵小学校校長	1名
久我山小学校校長	1名